

第 516 回愛知地方最低賃金審議会 議事録

日 時 令和 6 年 8 月 5 日(月) 午前 10 時 00 分～午前 10 時 50 分

場 所 名古屋合同庁舎第 2 号館 3 階共用大会議室

出 席 者

(公益代表委員) 小野木委員、鈴木委員、中山委員、長谷川委員、水野委員

(労働者代表委員) 安藤委員、上野委員、寺田委員、松下委員

(使用者代表委員) 梶原委員、古閑委員、竹内委員、堀江委員

(事 務 局) 小林愛知労働局長、高橋労働基準部長、平井賃金課長、
鈴木主任賃金指導官、名倉課長補佐、佐藤賃金指導官、大口賃金指導官、
久保賃金調査員、丹下賃金調査員

議 題 (1) 愛知県最低賃金の改正決定について
(2) 愛知県の特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について
(3) 愛知県の特定最低賃金の改正決定について
(4) その他

議 事

○佐藤賃金指導官

第 516 回愛知地方最低賃金審議会開催にあたり、事務局より御案内申し上げます。

本日の審議会は、報道機関によりまず頭撮り、それから愛知県最低賃金の改正決定の答申文手交時、それから答申後の局長挨拶時の撮影が予定されております。冒頭の撮影終了後に開会といたします。

では、これより報道機関の方の冒頭の撮影を可能といたします。

(報道機関撮影)

○佐藤賃金指導官

撮影はここまでとさせていただきます。カメラ、ビデオのみの方は後方へお下がりをください。お願いいたします。

本日の資料について御説明させていただきます。資料については会議次第に合わせまして資料目次記載のNo. 1 からNo. 5 を配付させていただいております。御確認いただきますようお願い申し上げます。不足があればお申し出ください。よろしいでしょうか。

本日の審議会は公開となっておりますので、傍聴の方がおみえになっていることを併せて御報告申し上げます。

それでは、以降の進行につきまして、中山徳良会長にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○中山会長

皆様おはようございます。ただ今より第 516 回愛知地方最低賃金審議会を開催いたします。事務局は委員の出席状況について報告をお願いいたします。

○佐藤賃金指導官

委員の出欠状況でございますが、公益代表委員は委員 5 名全員が御出席、労働者代表委員は松村委員が御欠席で 4 名が御出席、使用者代表委員は安田委員が御欠席で 4 名が御出席となっております。委員定数 15 名中 13 名が御出席され、また、公労使各側委員とも 3 分の 1 以上の委員が御出席されており、最低賃金審議会令第 5 条第 2 項に規定する定足数「全委員の 3 分の 2 以上又は各側委員の各 3 分の 1 以上の出席」を満たしておりますことを併せて御報告申し上げます。

○中山会長

ありがとうございます。ただ今、事務局より本審議会は定足数を満たしており、会議が成立している旨の報告がありました。次第に従いまして議事を進めさせていただきます。

まず、議題(1)「愛知県最低賃金の改正決定について」です。愛知県最低賃金の改正については、愛知県最低賃金専門部会において審議を重ねまして、8月2日に開催しました第4回専門部会において結審しましたので、部会長報告を行います。

私が愛知県最低賃金専門部会の部会長でしたので、私から専門部会の審議経過について報告させていただきます。

配付資料No. 1 を御覧ください。

本年度の愛知県最低賃金専門部会は、本年7月4日に改正決定の諮問を受けましてそれ以降、計4回開催いたしました。この間、慎重に調査審議を行いまして、8月2日に開催いたしました第4回専門部会において、時間額の合意に至らず採決により結審いたしました。改正内容は、本日の資料No. 1 の別紙1にありますとおり、時間額 1,077 円とされました。また、効力発生日は、令和6年10月1日とされております。

専門部会での審議においては、この改正内容について公益代表委員 2 名の賛成に加えまして、労働者代表委員は反対 2 名、使用者代表委員は賛成 2 名とい

う採決の結果となっております。

ただ今の報告につきまして、何か御意見、御質問があればお願いいたします。

(特になし)

○中山会長

よろしいでしょうか。この改正内容につきまして専門部会における審議の中では労使一致することができませんでしたので、本審議会の中でも採決をお願いしたいと思います。事務局は、委員に用紙を配付してください。各委員は、専門部会報告の改正内容に賛成の場合は配付された用紙に○を、反対の場合は×を記入してください。

(用紙配付)

○中山会長

記入されましたでしょうか。よろしいですか。それでは事務局で用紙を回収してください。

(用紙回収後投票数を確認し、会長に開票結果を報告)

○中山会長

採決の結果がでたようですので、事務局は採決の結果を報告してください。

○佐藤賃金指導官

採決の結果を御報告申し上げます。

専門部会報告の改正内容に賛成は、公益代表委員の方 4 名、労働者代表委員 0 名、使用者代表委員 4 名、合わせて合計 8 名です。

専門部会報告の改正内容に反対は、公益代表委員の方 0 名、労働者代表委員 4 名、使用者代表委員 0 名、合わせて合計 4 名です。以上です。

○中山会長

採決の結果をもう一度明確にさせていただきます。

専門部会報告の改正内容に、賛成は、公益 4 名、労働者側 0 名、使用者側 4 名です。合計 8 名になります。

反対は、公益 0 名、労働者側 4 名、使用者側 0 名です。合計は 4 名となります。

以上のとおり、賛成過半数になりましたので、専門部会報告の改正内容をもって審議会の結論とすることとさせていただきます。

本審議会の結論が得られましたので、愛知労働局長宛て答申について、これから答申文（案）を用意いたします。しばらくお待ちください。

（ 答申文（案）を会長に示し確認 ）

（ 全委員に答申文（案）を配付 ）

○中山会長

はい、お手元にきましたでしょうか。それでは事務局から答申文（案）の読み上げをお願いいたします。

○平井賃金課長

読み上げさせていただきます。

なお、項目番号以外のカッコの読み上げは省略をさせていただきます。

（案）

令和 6 年 8 月 5 日

愛知労働局長

小 林 洋 子 殿

愛知地方最低賃金審議会

会 長 中 山 徳 良

愛知県最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、令和 6 年 7 月 4 日付け愛労発基 0704 第 1 号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に審議を重ねた結果、別紙 1 のとおりの結論に達したので答申する。

また、平成 20 年 8 月 6 日付け中央最低賃金審議会の「平成 20 年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）」の考え方にに基づき最新のデータにより比較したところ、別紙 2 のとおり令和 4 年 10 月 1 日発効の愛知県最低賃金（時間額 986 円）は、令和 4 年度の愛知県の生活保護費を下回っていなかったことを申し添える。

なお、愛知県最低賃金の改正決定に伴い、県下の最低賃金制度を適正に運営するに当たっては、愛知労働局に対して、令和6年7月25日付け「令和6年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）」の記4ないし8に留意しつつ、最低賃金・賃金の引上げに向けた中小・小規模企業等への支援の強化を要望する。

別紙1

愛知県最低賃金を次のとおり改正決定すること。

- 1 適用する地域
愛知県の区域
- 2 適用する使用者
前号の地域内で事業を営む使用者
- 3 適用する労働者
前号の使用者に使用される労働者
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額
1時間 1,077円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日
令和6年10月1日

別紙2

愛知県最低賃金と生活保護費との比較について

- 1 最低賃金
 - (1) 件名 愛知県最低賃金
 - (2) 最低賃金額 時間額 986円
 - (3) 発効日 令和4年10月1日
- 2 生活保護費
 - (1) 比較対象者 18歳～19歳・単身世帯
 - (2) 対象年度 令和4年度
 - (3) 生活保護費（令和4年度）
生活扶助基準（第1類費＋第2類費＋期末一時扶助費）の愛知県内人口加重平均に住宅扶助の実績値を加えた金額（103,347円）
- 3 生活保護に係る施策との整合性について

上記1の(2)に掲げる金額の1か月換算額(注)と上記2の(3)に掲げる金額とを比較すると愛知県最低賃金が下回っているとは認められなかった。

(注) 1か月換算額

986円(愛知県最低賃金)×173.8(1か月平均法定労働時間数)×0.807(令和4年度可処分所得の総所得に対する割合)=138,293円

答申文(案)は以上です。

○中山会長

ありがとうございます。ただ今、答申文(案)を読み上げていただきましたけれども、内容はこれでよろしいでしょうか。

(異議なし)

○中山会長

御異議がありませんでしたので、労働局長に答申したいと思います。事務局は正本の準備をお願いします。しばらくお待ちください。

(答申文を会長に渡す)

○中山会長

これから答申文を労働局長にお渡ししたいと思います。よろしくをお願いします。

(会長より答申文を局長に手交する)

(報道機関撮影)

○鈴木主任賃金指導官

この後、局長より御挨拶がありますので、報道で撮影を希望される方はこちらの方へ御移動をお願いします。

○中山会長

今、御案内がありましたように、ここで小林労働局長から答申に対する御挨拶

があります。よろしくお願いいたします。

○小林労働局長

審議会の皆様におかれましては、酷暑、本当にこの酷暑の時期に、審議会開催に御協力を賜りまして本当にありがとうございます。

7月4日に愛知県最低賃金の改正決定につきまして、諮問をさせていただいて以降、当地におきます経済、雇用の実態を踏まえつつ、中央最低賃金審議会におきます公益委員見解の目安も参酌をいただきながら、真摯かつ精力的な御審議を重ねていただきまして、中山会長はじめ、公労使各委員の皆様方の多大なる御尽力に、心から御礼を申し上げたいと思います。本当にありがとうございます。

答申につきましては、これを重く受け止めさせていただきたいと考えてございます。

今後、愛知県最低賃金につきましては、いただきました答申を踏まえまして、10月1日の発効に向けて、手続きを進めてまいりたいと考えております。

また、答申の中に盛り込まれてございます最低賃金や賃金の引上げに向けた中小それから小規模企業等への支援のさらなる強化につきましては、関係機関、自治体とも緊密に連携をしながら、もちろん管下の監督署やハローワークを含めまして、私共といたしましては最大限の努力、取り組みをしてまいる所存でございます。その際、委員の皆様方の御協力も是非、賜りたいと思っております。委員の皆様方におかれましては、引き続き私共に対して一層の御指導それから御協力を賜りますようよろしくお願いいたします。

皆様方の本当に真摯な御尽力に対しまして心から感謝を申し上げまして、簡単ではございますけれども、お礼の挨拶とさせていただきます。本当にありがとうございました。

○中山会長

どうもありがとうございました。ここで、本年度の愛知県最低賃金の改正について、労使双方から総括的なコメントをいただきたいと思います。

まず、労働者代表委員からお願いいたします。

○寺田委員

労側から発言させていただきます。長らくの審議、ありがとうございました。

今回の審議においては、昨年から続いている物価上昇に加え、実質賃金のマイナス傾向が続いており、最低賃金近傍で働く人をはじめ、厳しい生活が続いている実態を直視し、生活水準を維持向上させるためにも、愛知県の春闘結果を最低賃金にも波及させること、また、愛知県では東京圏への若手の流出が起きている

点から、東京圏の東京、神奈川、埼玉、千葉との格差是正が必要だということを手張してまいりました。また、多くの意見書でいただいた御意見やその思いものせて審議に臨んでまいりました。

最後は A ランクの中での差を、目安に 1 円でものせたいという思いで交渉してまいりましたが、私達の主張が叶わなかった点につきましては、非常に残念であると感じております。

本日、最低賃金の改正が決まりましたが、これまで申し上げてきた東京圏への人材流出を防止するためにも、愛知県の魅力を上げる必要があります、愛知県の調査結果にあった給与に対する魅力が低い点については、最低賃金を上げていくことも打開策の一つであると考えていますので、今後はそこもしっかりと訴えてまいりたいと考えております。

また、特賃の検討小委員会の中でも使側からの御意見で、サプライチェーンの枠組みを超えて、同じ会社内でも様々な産業の生産に取り組んでいるということがあって、その点からも地賃の重要性が増してきているような旨の御発言もあったかと思っておりますので、その点もしっかりと参考とさせていただきながら、今後の最低賃金の在り方についても労働者代表として考えてまいりたいと思っております。

最後に、政府に対する要望にもありましたが、中小企業、小規模事業者が引上げ原資を確保することができるよう、様々な施策、環境整備が必要となります。今回の改正金額と共に、支援策の周知徹底と環境整備に向けた実効性ある取組みを厚生労働省、愛知労働局としてもお願いしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。私達も労使での取組み、愛知県内の経済団体や各種団体との取組みを積極的に進めていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。以上となります。

○中山会長

ありがとうございました。次に、使用者代表委員、お願いいたします。

○梶原委員

使用者側を代表いたしまして私の方から一言申し上げたいと思っております。

我々経営側といたしましては、賃金、最低賃金の引上げの必要性、重要性、これを十分理解した上で、最低賃金について企業の生産性向上、経営改善によって原資を確保することを前提に、それに見合う適正な引上げ幅、こういったものを公労使で丁寧に議論し、決定すべきであると主張してまいりました。

こうした中、先ほどの答申にございますとおり、今年の引上げはプラス 50 円、1,077 円ということで、大変大きな数字となっておりますので、我々企業側といたしましては、今回のこの 50 円のプラスという数字につきまして、大変難しい

判断であり、苦渋の決断であったということを御理解いただきたいと思います。とっております。

業績回復がなかなか進んでいないというような中小企業、小規模企業がたくさんある中で、こうした大きな金額ということにつきましては、事業継続がおびやかされて、雇用それから地域経済に一層重要かつ、重大な影響が及ぶということも懸念されている状況だと思っております。

このため、行政機関、政府につきましては、先ほど局長からも今後取組みをさらに強化していくというお話がありましたけれども、私共の方からも是非、そういった実効性のある施策の立案、実効というものを引き続き継続して取組んでいただきたいと思いますと考えております。以上でございます。

○中山会長

ありがとうございました。答申を終えましたので、公益代表委員を代表いたしまして、私から一言御挨拶させていただきます。

労働者側委員の方、使用者側委員の方、本年も真摯に御議論をいただきまして誠にありがとうございます。本年は議論の中心となったのは、持続的な物価上昇、その裏にある実質賃金の低下という話と、あとはこの地域、愛知県における春闘の賃上げ妥結状況、それに東京を中心とする埼玉、千葉、神奈川ですね、そこへの流出等の話、あとは中小、小規模企業の価格転嫁状況等について議論がなされました。本当に真摯に議論をしていただきまして、最終的には一致には至りませんでしたけれども、熱心に御議論いただきましたことにつきまして、公益委員を代表いたしまして皆様に厚く御礼申し上げます。

愛知労働局におかれましては、今、労使共に最後に申し上げたことですね、中小企業、小規模企業に対する最低賃金を上げるための環境づくりについて、一層御配慮いただけることを改めて要望させていただきます。

皆様、どうもありがとうございました。

それでは、今回の答申を踏まえた今後の手続について、事務局から説明をお願いいたします。

○平井賃金課長

ただ今、審議会会長より愛知労働局長あて答申がありましたので、審議会からの意見の要旨を公示します。また、愛知県内の労働者又は労働者を使用する使用者は、この公示があった日から15日以内に愛知労働局長に異議を申出ることができます。本審議会終了後、本日から8月20日火曜日までの15日間に異議の

申出があった場合は、愛知労働局長は審議会に対し意見を求めることとなっており、8月21日水曜日、当該異議に係る意見を求めるための審議会を開催いたします。

仮に21日の審議会において、本日の答申が変更されなかった場合には、その後の官報掲載を経て、本年10月1日火曜日に効力発生となる予定としております。

なお、愛知県最低賃金専門部会については、愛知地方最低賃金審議会愛知県最低賃金専門部会運営規程第9条の規定により、異議の申出期間の満了をもって廃止するとされています。以上でございます。

○中山会長

ありがとうございました。続きまして、議題（2）「愛知県の特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について」です。

愛知地方最低賃金審議会検討小委員会報告について、検討小委員会の長谷川委員長から御説明をお願いいたします。

○長谷川委員長

よろしくお願いいたします。お手元の資料No.2を御覧いただきたいと思います。本年度の愛知地方最低賃金審議会検討小委員会は、本年7月4日に特定最低賃金の改正決定の必要性の有無に係る諮問を受け、計3回開催をいたしました。この間、改正の申出のあった5業種、これは全て労働協約ケースでございますが、これについて慎重かつ十分な審議を行うことができました。

7月16日の第1回検討小委員会、7月30日の第2回検討小委員会においては労使双方、意見の一致には至りませんでした。さらに8月1日開催をした第3回検討小委員会となりますが、ここにおきまして「愛知県製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業最低賃金」、「愛知県輸送用機械器具最低賃金」につきましては、「改正の必要性あり」との労使の合意に至りました。また、「愛知県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金」、「愛知県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金」「愛知県自動車（新車）小売業最低賃金」の3業種につきましては、「改正の必要性あり」の労使の合意には至りませんでした。以上御報告いたします。

○中山会長

ありがとうございました。ただ今の報告について、労働者側、使用者側から御意見等ございますでしょうか。

(特になし)

○中山会長

よろしいですか。それでは、本年度、改正の申出のあった5業種に係る特定最低賃金の改正決定の必要性の有無については、検討小委員会において慎重に御審議いただいた結果ということを踏まえ、検討小委員会報告の内容のとおりでよろしいでしょうか。公労使ともよろしいですか。

(全委員に確認、了承)

○中山会長

ありがとうございます。御承認いただきましたので、局長に答申したいと思えます。事務局は答申文(案)の用意をお願いいたします。

(全委員に答申文(案)を配付)

○中山会長

お手元にきましたでしょうか。それでは事務局から答申文(案)の読み上げをお願いいたします。

○平井賃金課長

はい、読み上げます。最低賃金名以外のカッコの読上げは省略をさせていただきます。

(案)

令和6年8月5日

愛知労働局長

小林 洋子 殿

愛知地方最低賃金審議会

会長 中山 徳 良

愛知県の特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について(答申)

当審議会は、令和 6 年 7 月 4 日付け愛労発基 0704 第 2 号をもって最低賃金法第 21 条の規定に基づき貴職から諮問のあった愛知県の特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について、慎重に審議した結果、別紙のと通りの結論に達したので答申する。

別紙

以下 2 件の愛知県の特定最低賃金について改正決定することを必要と認めるとの結論に達した。

- 1 愛知県製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業最低賃金(平成 20 年愛知労働局最低賃金公示第 3 号)
- 2 愛知県輸送用機械器具製造業最低賃金(平成 20 年愛知労働局最低賃金公示第 6 号)

以下 3 件の愛知県の特定最低賃金について改正決定する必要性について、全会一致に至らず、必要性有りとの結論に達し得なかった。

- 1 愛知県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金(平成 20 年愛知労働局最低賃金公示第 4 号)
- 2 愛知県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金(平成 20 年愛知労働局最低賃金公示第 5 号)
- 3 愛知県自動車(新車)小売業最低賃金(平成 20 年愛知労働局最低賃金公示第 9 号)

以上でございます。

○中山会長

ただ今、答申文(案)を読上げていただきましたけれども、よろしいでしょうか。

(異議なし)

○中山会長

御異議がありませんでしたので、これから労働局長に答申したいと思います。

事務局は正本の用意をお願いいたします。

(会長より答申文を局長に手交する)

(全委員に答申文を配付)

○中山会長

よろしいでしょうか。では続きまして、議題（３）「愛知県の特定最低賃金の改正決定について」です。事務局から説明をお願いいたします。

○平井賃金課長

説明させていただきます。

ただ今、審議会会長より令和 6 年度の特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について答申をいただきました。

この答申を受けまして、「改正の必要性あり」とされた鉄鋼業、輸送用機械器具製造業の 2 業種については、これより愛知労働局長から愛知地方最低賃金審議会会長に金額の改正決定についての諮問を行います。

改正決定について諮問いたします業種名を、改めて申し上げます。

1. 愛知県製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業最低賃金
(平成 20 年愛知労働局最低賃金公示第 3 号)
2. 愛知県輸送用機械器具製造業最低賃金 (同公示第 6 号)

以上の 2 業種です。説明は以上となります。

○中山会長

はい、ありがとうございます。それでは、特定最低賃金の改正決定について、小林局長から諮問がございます。お願いいたします。

○小林労働局長

それでは、読み上げさせていただきます。

愛労発基 0805 第 1 号
令和 6 年 8 月 5 日

愛知地方最低賃金審議会

会 長 中 山 徳 良 殿

愛知労働局長 小 林 洋 子

最低賃金の改正決定について（諮問）

最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 15 条第 2 項の規定に基づき、下記最低賃金の改正決定について、貴会の調査審議をお願いする。

なお、特定最低賃金の 2 件につきましては、先ほど事務局から説明したとおりでありますので、読み上げを省略させていただきます。以上です。

（ 局長より諮問文を会長に手交する ）

（ 全委員に諮問文を配付 ）

○中山会長

ただ今、局長から当審議会に対し、愛知県の特定最低賃金 2 件の改正決定についての諮問を受けました。今後、最低賃金法第 25 条第 2 項の規定に基づき、特定最低賃金毎に専門部会を設置して、調査審議を行うこととします。

事務局から、特定最低賃金の改正決定に係る専門部会の設置等について説明をお願いいたします。

○平井賃金課長

説明させていただきます。

専門部会は、最低賃金法第 25 条第 2 項において、「最低賃金審議会は、最低賃金の改正の決定について調査審議を求められたときは、専門部会を置かなければならない」と規定されております。また、最低賃金審議会令第 6 条により、専門部会の委員は、公労使各側同数とされ、委員数は 9 人以内と規定されております。労使代表者委員の任命は、関係労使団体の推薦があった候補者のうちから、愛知労働局長が任命することとなっております。

労使代表者委員の推薦に係る公示は、本日より 8 月 19 日月曜日までの間いたします。また、最低賃金審議会は、最低賃金の改正の決定についての調査審議を行う場合、関係労使の意見を聴くこととなっており、この 2 業種の改正につきまして、意見を聴く旨及び意見書を提出すべき旨の公示を、本日から 8 月 26 日

月曜日までの間、行います。以上でございます。

○中山会長

ありがとうございます。ただ今の事務局の説明について、何か御質問等はありませんでしょうか。

(特になし)

○中山会長

よろしいですか。それでは、特定最低賃金の改正決定について、調査審議を求められましたので、当審議会は、専門部会を置くことといたします。また、委員の推薦に係る公示並びに意見を聴く旨及び意見書を提出する旨の公示の実施については、事務局から説明がありましたスケジュールで進めることといたします。事務局は、所定の手続を進めていただきますようお願いいたします。

○平井課長

はい、承知しました。

○中山会長

それでは最後に、議題（４）「その他」に入りますが、各側から何かありませんでしょうか。

(特になし)

○中山会長

事務局から連絡等ありますでしょうか。

○佐藤賃金指導官

はい、事務局から御案内申し上げます。

次回の審議会の開催については、追って御連絡差し上げますまで、お待ちいただきたいと思っております。以上です。

○中山会長

以上をもちまして、本日の議事は全て終了しましたので、第 516 回愛知地方最低賃金審議会を閉会といたします。本日は、お疲れさまでした。ありがとうございました。

○佐藤賃金指導官

これをもちまして、第516回愛知地方最低賃金審議会は終了いたします。お暑い中、
どうもありがとうございました。お疲れさまでした。

(令和6年8月5日) 第516回愛知地方最低賃金審議会 議事録